

第4章 防災都市づくりの目標と基本方針 及び取組方針

1 防災都市づくりの目標

本市における地域特性や災害リスクを考慮した上で、「厚木市都市計画マスタープラン」における安心・安全の目標を踏まえ、災害に強い都市の構築に向けて防災を明確に意識した都市づくりを推進していくための目標を示します。

目 標



誰もが安心して安全に暮らせる
“災害に強い都市”
 を目指します。

2 防災・減災対策の基本方針及び取組方針

(1) 防災・減災対策の基本方針

地震や水害、土砂災害の被害を最小化するための対策として、災害への備えを推進し、誰もが安心して安全に暮らせる災害に強い都市を形成します。

■基本方針1:防災機能を向上させる都市づくり

防災・減災の観点から、被害を軽減するための取組を進めます。

■基本方針2:都市機能を維持・継続する都市づくり

災害が発生しても、生活が維持・継続できるよう、都市機能やライフラインの停止を防ぐための取組を進めます。

■基本方針3:市民との協働により被害を軽減し、みんなの命を守る都市づくり

自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、市民・事業者・行政が連携・協働し、ソフト対策とハード対策を合わせた取組を進めます。

(2) 防災・減災対策の取組方針

① 災害別の取組方針

災害別方針は、防災都市づくりの目標を実現するために、地震災害、洪水、雨水出水(内水)及び土砂災害について、災害別の基本的な取組方針を示すものです。

ア 地震災害に対する取組方針

地震被害に対しては、強い揺れにより建物や地盤等への被害が想定されることから、住宅等の耐震化・不燃化、液状化対策、がけ地等の安全対策などを進めるとともに、避難路の確保や火災が燃え広がらない市街地の形成を進めます。

なお、今後30年以内の発生確率が高く、本市での被害が大きいと予想される都心南部直下地震に対し、優先して対策を実施していきます。

発生確率が低いものの被害が最も大きいと予想される大正型関東地震に対しては、将来的に対応できるよう長期的な目標を立てて対策を進めます。

イ 洪水に対する取組方針

洪水に対しては、河川からの氾濫が起きないように、中高頻度及び高頻度の降雨により氾濫する河川を優先に河川整備を促進していきます。河川整備には長時間を要するため、避難体制を強化するなどのソフト対策も並行して実施していきます。

計画規模よりも確率規模の大きい想定最大規模降雨に対しては、河川整備等のハード対策だけでは対応が困難であることから、ハード・ソフトを合わせた総合的な水害対策を流域全体で行う流域治水に取り組みます。被害が想定される場合は、嵩上げや建物構造の工夫、避難体制の強化により被害の軽減を図ります。また、新たに建設する家屋の地盤の嵩上げ等、地域全体としての安全度を確保する取組も検討します。居住誘導区域¹¹外においては、防災・減災対策を行うとともに居住の緩やかな誘導により災害リスクを回避し、災害による被害の防止を図ります。

ウ 雨水出水(内水)に対する取組方針

雨水出水(内水)に対しては、局地的集中豪雨により浸水被害が発生していることから、雨水管整備といったハード対策を進めるとともに、止水板の設置支援などのソフト対策により浸水被害の軽減を図ります。また、公共施設の嵩上げや止水板等の整備により、被害の軽減を図ります。

エ 土砂災害に対する取組方針

土石流やがけ崩れなどの土砂災害は大雨だけでなく地震によっても発生するおそれがあります。土砂災害特別警戒区域等では、被害を最小化するため、都市的土地利用を行わないことを基

¹¹ 居住誘導区域：地域の人口が減少傾向であっても、一定エリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導すべき区域

本的な考え方とし、急傾斜地等の安全性を確保するための整備や土砂災害特別警戒区域等からの移転を促進するとともに、区域内やその周辺の住民等に対して災害リスクや避難方法などの周知を図ります。

②複合災害に対する取組方針

近年、巨大地震発生の可能性が高まっている一方で、地球温暖化の影響に伴い水害が頻発化しており、地震と洪水が連続して発生する可能性も高まっています。

実際に、平成28年熊本地震の2か月後には大雨が発生し、地震による堤防沈下と豪雨による堤防決壊・洪水が生じるという災害が発生しました。また、平成30年には大阪府北部地震で被災した住宅の屋根の修理が完了する前に、西日本豪雨災害、さらには平成30年台風21号が発生し、雨漏りによって家屋の中に被害が拡大するという複合災害が発生しています。

このように、被災地が復旧途上に再び被災して被害が拡大する事態が想定されるため、本市でも、複数の災害が連続して発災した場合にも、市民の安全や防災機能が確保できる都市づくりを目指します。

③市民との協働による防災・減災対策

発災時において被害を軽減し、一人一人の命と暮らしを守るためには、国や県、市が行う公助と合わせて、市民による自助及び共助の取組が重要です。市は情報提供や必要な支援を行うとともに、地域との連携を図りながら、市民との協働による防災・減災対策を推進します。

3 復興事前準備の基本方針及び取組方針

(1)復興事前準備の基本方針

災害からの早期の復旧・復興を実現するため、地域特性に応じた復興対策をあらかじめ準備する事前復興の取組を進めます。

■基本方針1:災害が起きても早急に復旧・復興できる都市づくり

災害が発生しても、できる限りスムーズに復旧・復興作業を行えるよう、事前に復旧・復興の手法の設定や体制を構築するための取組を進めます。

■基本方針2:市民と一丸となって早急に復興まちづくりを推進できる都市づくり

市職員や市民を対象とした復興訓練やワークショップを実施し、市民と一緒に復興後の将来像を定めるための取組を進めます。

(2) 復興事前準備の取組方針

ア 復興まちづくりの事前検討

大きな被害が発生し、市街地開発事業等により復興を図る地区では、無秩序な建築行為がその後の市街地の再建に影響を与えないように、建築基準法第84条に基づく建築制限¹²をできる限り早く実施する必要があります。対象となる地区では、被災後、早急に建物被害概況調査を実施する必要があることから、事前に地区ごとの復興まちづくり手法を設定しておくことで、速やかな復興につなげます。

イ 都市復興の計画策定に向けたプロセスの整理

被災後、復興まちづくりを早期かつ的確に進めるには、どのような対応が、どのような時期に生じるのか、過去の災害からの復興まちづくりを踏まえて把握し、どのような手続で実施していくのかを整理しておく必要があります。本計画では、都市復興を推進するためにいつまでに、どのような対応が必要なのか、プロセスを整理しておきます。

ウ 早期の復旧・復興のための体制の構築

地震、水害及び土砂災害により大きな被害が発生した際に、早期に復興計画を策定するため、都市復興を推進する庁内の組織体制について整理し、職員の育成や人材の確保に取り組むとともに、必要なデータを災害時にも利用できる形で保管するように努めます。

エ 市民との協働による復興

建築制限は市民の私権の制限をかけるものでもあるため、できる限り早期に、被災者等に対して十分な情報提供を行い、将来の復興まちづくり方針を示すとともに合意形成を図る必要があります。このため、復興まちづくり訓練やワークショップ等を通して、復興まちづくりの方針を事前に一緒に検討し、共有しておくことにより、スムーズな復旧・復興の推進を図ります。

¹² 建築制限(建築基準法第84条):大規模な面的被害が発生した市街地において、無秩序な再建による市街地開発事業等への影響を未然に防ぐために、発災から1か月(最長2か月)の間、建築の制限を行うもの

■ 防災都市づくりの目標と基本方針・取組方針 体系図

目標

誰もが安心して安全に暮らせる“災害に強い都市”を目指します

《関連するSDGsの目標》



基本方針

防災・減災対策

① 防災機能を向上させる都市づくり

防災・減災の観点から、被害を軽減するための取組を進めます。

② 都市機能を維持・継続する都市づくり

災害が発生しても、生活が維持・継続できるよう、都市機能やライフラインの停止を防ぐための取組を進めます。

③ 市民との協働により被害を軽減し、みんなの命を守る都市づくり

自助、共助及び公助を適切に組み合わせ、市民・事業者・行政が協働・連携し、ソフト対策とハード対策を合わせた取組を進めます。

復興事前準備

① 災害が起きても早急に復旧・復興できる都市づくり

災害が発生しても、できる限りスムーズに復旧・復興作業を行えるよう、事前に復旧・復興の手法の設定や体制を構築するための取組を進めます。

② 市民と一丸となって早急に復興まちづくりを推進できる都市づくり

市職員や市民を対象とした復興訓練やワークショップを実施し、市民と一緒に復興後の将来像を定めるための取組を進めます。

取組方針

具体的な施策等

災害別

地震被害

- ・住宅等の耐震化・不燃化、液状化対策、がけ地等の安全対策
- ・避難路の確保や火災が燃え広がらない市街地の形成

洪水

- ・中高頻度及び高頻度の降雨により氾濫する河川を優先に整備を促進
- ・避難体制を強化するなどのソフト対策
- ・流域全体でハード・ソフトを合わせた総合的な水害対策

雨水出水(内水)

- ・ハード対策(雨水管整備など)、ソフト対策(止水板の設置支援など)による浸水被害の軽減

土砂災害

- ・急傾斜地等の安全性を確保するための整備
- ・土砂災害特別警戒区域等からの移転を促進
- ・災害リスクや避難方法などの周知

複合災害

- ・複数の災害が連続して発災した場合にも、市民の安全や防災機能が確保できる都市づくり

市民協働

- ・情報提供や必要な支援の実施、地域との連携等により市民との協働による防災・減災対策を推進

重点的な取組
地域ごとの取組

復興まちづくりの事前検討

- ・被災後、速やかな復興につなげるため、事前に地区ごとの「復興まちづくり手法」を設定

都市復興の計画策定に向けたプロセスの整理

- ・都市復興を推進するために、いつまでに・どのような対応や手続が必要なのか、プロセスを整理

早期の復旧・復興のための体制の構築

- ・都市復興を推進する市内の組織体制について整理
- ・職員の育成や人材の確保
- ・必要なデータの整備・充実

市民協働

- ・復興まちづくり訓練やワークショップ等を通して、市民と一緒に「復興まちづくりの方針」を検討・共有し、スムーズな復旧・復興を推進

具体的な取組

